

男鹿市告示第53号

男鹿市妊婦向けRSウイルスワクチン接種費用助成事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市妊婦向けRSウイルスワクチン接種費用助成事業実施要綱を廃止する告示

男鹿市妊婦向けRSウイルスワクチン接種費用助成事業実施要綱（令和7年男鹿市告示第107号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による廃止前の男鹿市妊婦向けRSウイルスワクチン接種費用助成事業実施要綱第5条第2項の規定によらず、令和8年3月31日までに接種した者で、第2条各号の規定を満たすものからの申請については、なお従前の例による。